

平成17年大洲市議会第4回定例会会議録 第4号

平成17年6月15日（水曜日）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席議員

1番	梅	木	良	照
2番	清	水	美	孝
3番	岩	田	忠	義
4番	藤	川		貢
5番	鎌	田	圭	二
6番	二	宮		淳
7番	中	野	寛	之
8番	有	友	正	本
9番	桝	田	和	美
10番	村	上	常	雄
11番	古	野	青	弘
12番	上	川	勝	利
13番	二	宮	秀	一
14番	山	口	吉	浩
15番	東		敦	弘
16番	宮	本	増	憲
17番	水	本		保
18番	下	岡	節	久
19番	押	田	憲	一
20番	後	藤	武	薫
21番	山	本	雅	久
22番	田	中	五	月
23番	山	崎		逞
24番	福	山		保
25番	叶	岡	廣	志
26番	上	満		武
27番	向	井	敏	憲
28番	宮	本	喜一郎	
29番	中	野	忠	重
31番	長	岡	吉	男
32番	森	川	重	生
33番	森		繁	夫
34番	松	本	金次郎	

35番	菊	地	宣	之
37番	吉	岡		猛
38番	清	水	久二博	
39番	田	淵	保	男
40番	山	下	勝	利
41番	本	山	清	明
42番	沖	浦	賢	嗣
43番	渡	邊	弘	務
44番	神	井	恵一郎	
45番	矢	間	一	義
46番	東		信	利
47番	久	保	幸	信
48番	吉	岡	昇	平
49番	小	泉	紘	文
50番	大	野	新	策
51番	梅	木	加津子	
52番	岡		孝	志
53番	渡	邊	久	義
54番	田	中	堅太郎	
55番	日	高	照	友
56番	中	野	茂	明

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

欠席議員

30番	窪	田	亀	一
36番	垣	見	芳	彦

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席理事者

市	長	大	森	隆	雄
助	役	首	藤		馨
収	入	役	田	上	隼
総	務	部			藏
部	長	小	泉	勝	明
副部長兼危機管理室長		白	石	隆	壽
副部長兼総務課長		佐	伯	幸	一
人事秘書課長		神	元		崇
総務課長補佐		篠	原	雅	人

総務課行政係長	往	田	秀	樹
企画財政部				
部 長	小	島	健	市
財 政 課 長	松	田		眞
財 政 課 長 補 佐	松	本	一	繁
市民福祉部				
部 長	上	村	孝	廣
副部長兼保険環境課長	山	田	一	昭
建設農林部				
部 長	三	保	禮	三
副部長兼建設第1課長	城	戸	良	一
副部長兼農林水産課長	松	岡	良	明
副部長兼水道課長	口	井	睦	雄
長 浜 支 所				
支 所 長	上	川	慶	信
肱 川 支 所				
支 所 長	櫻	田	和	明
河 辺 支 所				
支 所 長	河	本		治
農業委員会				
事 務 局 長	蔵	田	伸	一
教育委員会				
委 員 長	岩	田	徳	幸
教 育 長	叶	本		正
教 育 部 長	尾	崎	公	男
公 営 企 業				
病院事務課長	垣	内		哲
監 査				
委 員	藤	川	卓	見

~~~~~

#### 出席事務局職員

|              |   |   |   |   |
|--------------|---|---|---|---|
| 事 務 局 長      | 西 | 山 | 隆 | 夫 |
| 次 長          | 新 | 野 | 武 | 男 |
| 事務専門員兼調査第1係長 | 藤 | 岡 | 章 | 男 |
| 調 査 第 2 係 長  | 新 |   | 実 | 雄 |
| 議 事 係 長      | 谷 | 野 | 秀 | 明 |

~~~~~

議事日程

平成17年6月15日 午前10時 開 議

日程第1

会議録署名議員の指名

日程第2

第67号議案	平成17年度大洲市一般会計補正予算（第1号）
第68号議案	平成17年度大洲市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第69号議案	平成17年度大洲市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
第70号議案	平成17年度大洲市老人保健特別会計補正予算（第1号）
第71号議案	平成17年度大洲市介護保険特別会計補正予算（第1号）
第72号議案	平成17年度大洲市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
第73号議案	平成17年度大洲市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
第74号議案	平成17年度大洲市港湾施設事業特別会計補正予算（第1号）
第75号議案	平成17年度大洲市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
第76号議案	平成17年度大洲市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
第77号議案	平成17年度大洲市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
第78号議案	平成17年度大洲市温泉事業特別会計補正予算（第1号）
第79号議案	平成17年度大洲市水道事業会計補正予算（第1号）
第80号議案	平成17年度大洲市病院事業会計補正予算（第1号）

第81号議案 大洲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

第82号議案 大洲市国民健康保険税条例の一部改正について

第83号議案 大洲市簡易水道及び飲料水供給事業等使用条例の一部改正について

第84号議案 財産の貸付について

第85号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

第86号議案 大洲市過疎地域自立促進計画について

第87号議案 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について

第88号議案 平成16年度大洲市歳入歳出決算の認定について

第89号議案 平成16年度長浜町歳入歳出決算の認定について

第90号議案 平成16年度肱川町歳入歳出決算の認定について

第91号議案 平成16年度河辺村歳入歳出決算の認定について

第92号議案 平成16年度大洲市企業会計決算の認定について

第93号議案 平成16年度長浜町企業会計決算の認定について

第94号議案 専決処分した事件の報告並びに承認を求めることについて
(全議案に対する質疑並びに市政全般に対する質問、委員会付託)

日程第 3

陳情第 1 号 議員在任特例の適用に関する陳情書

陳情第 2 号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第 3 号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第 4 号 大洲市議会の早期解散を求め

る陳情書

陳情第 5 号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第 6 号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第 7 号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第 8 号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第 9 号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第10号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第11号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第12号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第13号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第14号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第15号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第16号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第17号 大洲市議会の自主解散を早期に求める陳情書

陳情第18号 大洲市議会の自主解散を早期に求める陳情書

陳情第19号 大洲市議会の早期自主解散を求める陳情書

陳情第20号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第21号 大洲市議会の早期解散を求める陳情書

陳情第22号 大洲市議会の自主解散を求める陳情書
(委員会付託)

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第67号議案～第94号議案

日程第3 陳情第1号～陳情第22号

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前10時00分 開 議

○田中堅太郎議長 これより本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中堅太郎議長 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中堅太郎議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、24番福山保議員、25番叶岡廣志議員を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中堅太郎議長 次に、日程第2、第67号議案から第94号議案までの議案28件を一括して議題といたします。

全議案に対する質疑並びに市政全般に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

まず、榊田和美議員の発言を許します。

○9番榊田和美議員 議長

○田中堅太郎議長 榊田和美議員

〔9番 榊田和美議員 登壇〕

○9番榊田和美議員 おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

いつの時代にあっても、子供は未来を担う夢と希望の象徴であります。しかし、近年は、その子供をめぐる暗いニュースが後を絶たず、事件の報道があるたびに胸が痛みます。

文部科学省が発表した学校安全緊急アピールには、事件はいつ、どこでも起こり得るとの危機感を持ち、学校、地域、保護者、警察などがそれぞれ取り組むべき内容がまとめられているそうです。

愛知県扶桑町や福岡県那珂川町では、地域に開かれた学校づくりという流れの中で、小・中学校聴講生制度を創設し、町民が希望すれば、子供たちと同じ教室で自由に授業を受けることができるというものです。校内に住民を受け入

れることで防犯効果も期待されております。

また、千葉県成田市では中学生議会を開催し、子供たちは中学生らしい身近な生活上の要望のほか、新潟県中越地震やスマトラ島沖地震による災害が多発している状況を踏まえ、市内における食料・飲料水の備蓄や避難所の現状、災害への備えなどを聞いたり、近所で発生した連れ去り未遂事件に、起こってからの対処ではなく、起こらない防止策をなど、現在の頻発している事態に、子供たちなりに不安や危機感を持って生活していることを痛感させられます。

学校は、本来、子供たちが安心して学ぶ場所であり、危険を未然に防ぐとともに、万が一の場合にも備えるなど、学校における万全な安全対策、登下校時や外出の際の子供たちの安全確保が緊急課題であります。

そこで、安心・安全の観点から何点か質問させていただきます。

まず1点目は、今年度、新谷地区青少年健全育成推進協議会が先日、行われました。

そこで、警察、民生・児童委員の方々が、地域の危険箇所点検を行ったと報告がありました。

交通事故、水の事故、また不審者からの声かけなど、子供を取り巻く環境には不安が消えません。

その中で、子供たちを犯罪や事故から守ろうと地域を挙げて、暖かな見守りの目と心が子供たちに注がれていることは、とてもありがたいことだと思っております。

また、危険箇所を示す地域安全マップの作成は、地域、保護者が、子供を見守る意識と子供自身の自己管理意識が高まることにつながります。このような取り組みが、市全体に広がることを期待いたします。

また、先日、児童・生徒の安全確保のための情報をいち早く届けるシステムを取り入れているという伊丹市のお話を伺いました。

今では携帯電話の普及と機能の向上は著し

く、だれもが持っております。メールは一斉に連絡ができ、事件や災害時の緊急連絡を保護者にいち早く伝えることができます。伊丹市は、平成16年に市民の積極的、能動的な情報発信手段として、伊丹市メールマガジンシステム事業を始めました。これはホームページに掲載される3種類の情報、1、緊急情報連絡、2、学校、園緊急連絡、3、各種行政情報の案内を登録された利用者に電子メールを使って配信することを目的としたものです。例えば、学校、園緊急連絡では、子供の安全に関する情報をパソコン及び携帯電話へ配信するシステムで、希望者はパソコン、携帯電話のどちらからでも登録できます。登録は無料で、メールの受信は自己負担となります。市では、コンピューターウイルス対策を万全とするため、障害セキュリティーパッチに年間約25万円の予算を組んでいるそうです。学校、園緊急連絡に登録している数は、当初394名が現在の6月では3,497名と10倍近くにふえており、反響も大きいようです。

また、新居浜でもことし2月より新居浜e-ネットを立ち上げ、市からの情報がリアルタイムで届きます。現在、災害、道路、防犯、小・中学校、子育て、イベント、その他の6つのジャンルで配信を行っています。5月現在のこのシステムへの登録数は、653名ということです。だれでも持っているという携帯電話に情報が届けられる便利さを生かし、地域での見守りの活動へ役立てていくこと、そして情報を共有することで、地域の連帯もより強くなることが期待されます。

そこで、大洲市では、この1年間で不審者から声をかけられたとなどの子供が危険を感じたことは、どのくらいの件数、起こっているのでしょうか。また、その情報の伝達方法はどのようにされているのでしょうか。

さらに、子供たちの安全確保のためにパソコンや携帯電話への情報配信のシステムを役立てていくお考えはないのでしょうか、御所見をお伺

いたします。

さらに、昨年、大洲市では何度も災害に見舞われながら、災害無線が聞こえなかった、情報が入りにくいといった市民の声を多く聞いております。また、いつ起こっても不思議ではない南海地震に対しても、しっかりした備えをしておかなければなりません。市民の生活、生命を守る視点からも災害の発生、また発生する恐れがある場合、防災情報や災害情報を地域にきめ細かく伝え、共有していく取り組みが重要であり、各地で進められております。

情報を持った人とそうでない人が、ともに助け合うことが大事であり、近所隣、高齢者などの災害弱者の方にとっても、ふだんからの地域の連帯が前提となります。いざというときに役立つ緊急災害情報を子供の安全確保と同様のシステムで、パソコンや携帯電話に配信できるような体制づくりに取り組むお考えはないでしょうか、御所見をお聞かせください。

次に、市民はもとより、子供たちの安心・安全を守るために、市の公用車に防犯ステッカーを張って走らせることは、それを目にした市民に防犯意識の向上と犯罪抑止に大きな力を発揮することから、防犯への取り組みを訴えてまいりました。早速、今年度にまず5枚のステッカーをつくっていただき、実現への取り組みに感謝しております。

全国的にも、取り組まれている自治体は多く、見せる防犯として、市民の安全に対する意識向上と犯罪を未然に防ぐことを目的とし、公用車すべてに張りつけたり、PTAや地域の方々、また郵便局やタクシーにも協力願っている自治体もあります。

また、ステッカーを目印に、身の危険を感じた児童やお年寄りが助けを求めた際、110番通報ができる緊急システムをとっている自治体もあるようです。

残念なことに、大洲市内では私はまだステッカーを張って走っている公用車と出会ってはお

りませんが、愛媛銀行は行員の方が使用されるオートバイや自動車にまもるくんの防犯ステッカーを張ってくださっているのは見かけます。企業ではありますが、市民の中からも防犯意識を持っていたいていることは、とてもありがたいことだと思っております。

まだまだ、取り組みを始めていただいたところだと理解はしておりますが、全部張って、全車が動いたとしても5台と、全体的に占める割合はわずかで、目にすることさえありません。目的を果たせないようでは、ステッカーをつくただけにとどまってしまいます。事件が起きてからでは遅いし、今は都市、地方、関係なくどこでも起こり得ることだとの認識を持ち、もう少し徹底した取り組みをお願いしたいと考えます。

また、大洲市は防犯ブザーもまだ整備できておりません。そこでまず、防犯対策意識に関して、市はどのようなお考えをお持ちなのかをお伺いしたいと思います。

そして、大洲市の公用車は何台くらいあるのでしょうか、また経費はそんなにかからないと思うのですが、全車両に張ることは考えられないのでしょうか、さらに今後どのように取り組みを進められていかれるのかをお伺いいたします。

2点目に、学校の安全管理についての質問をさせていただきます。

2001年6月に起きた大阪の池田小学校の事件から、ちょうど4年たちました。事件後、対策を講じていたにもかかわらず、各地で不審者の学校侵入が相次いでおります。寝屋川の中央小学校での事件は、インターホンと防犯カメラが設置され、監視システムを備えているにもかかわらず、かぎのかかっていない門から学校に侵入しております。しかも、卒業生であることから、先生も対応をされての事件でした。100%の安全管理は、大変難しい問題ではあると思います。地域に開かれた学校にした方が、子供た

ちの安全を確保しやすいなどの考えもあるようですが、PTAや地域の方々の協力が期待されるところであります。

また、学校防犯マニュアルの策定や学校安全に関する校内体制の整備、教職員の危機管理意識の向上、子供の防犯教育の充実などに取り組まれているとは思いますが、今後さらに安全対策強化にどのように取り組まれていかれるのか、お聞かせください。

新谷地区では、毎年1回、学校、PTA及び地元有力者の方々と構成されている新谷小学校施設整備委員会を開いております。

昨年の委員会で話題となりましたのが、新谷小学校の建てかえに関連し、敷地内にある里道と新谷公園の整備でありました。

この里道は、校門から真っすぐ入り、小高い山頂にある和霊神社に上がる道としてつけられております。そのため、正門は閉じていても施錠ができない状態であります。近年、頻発している社会不安に見られますように、学校内における安全確保対策の必要性が高まっている中で、正門に施錠できないことは非常に問題のある状況であります。

そこで、昨年、里道の管理が県から市に移行されたことから、現在の里道を廃止し、小学校北側の市道とつなげていただき、新谷公園を通り和霊神社へ続く道を代替道路として整備していただきたいと考えますが、御所見をお聞かせください。

さらに、新谷公園を抱える新谷小学校としましては、自然環境に恵まれた幸せな学校環境であるのですが、長い間にわたり、この新谷公園は整備されておらず、危険箇所として子供たちに立ち入りを禁じております。桜の大木があったり、これからはアジサイがきれいに花を咲かせます。今、池からはカメが産卵に学校の砂場にやってくるということです。四季折々に見せてくれる自然のすばらしさを、近くにいながら触れることができないのは、とても寂しいこと

です。里道のつけかえとともに、新谷公園を含む周辺の整備を強く願うものです。市の考えをお聞かせください。

最後に、小・中学校における防災対策について伺いたします。

地震について、直前予知が可能なのは、今のところは断層面のゆっくりしたずれによって生じる揺れだけだそうです。中央防災会議は、地震対策を見直し、直前予知から地震に襲われた際、被害を最小限化する方向に重点を変えたようです。地震を予知して、被害が出ないようにすることより、起きたときにどうするかにポイントが移っています。いつ起きても不思議ではないと言われている南海地震が起きたとしても、日ごろの防災訓練が生かせること、災害への心構えが大切であると考えます。

学校における地震や火災時などの避難訓練は毎年行われていると思いますが、災害に対しては自助・共助・公助が大切になります。そして、まずは自分を守ることが一番です。ヘルメットや防災ずきんなど、家では準備されている家庭もあると思いますが、学校内や各教室でのそのような防犯グッズ、また避難経路図などの配置状況をお聞かせください。

山梨県では、防犯ずきんをそれぞれ生徒が常備し、ふだんは座布団として利用できるように袋に収納し、いざというときに頭を守るずきんとして使用していることを聞きました。県下のすべての学校では、15年以上も前から利用しているといいます。実際に、関東方面は地震も多いことから、防災ずきんも他の入学準備品と一緒に入学時に購入されるそうです。もちろん、大人になっても使えるものです。訓練時には、必ず頭にかぶり、上からの落下物に注意しながら外に出るという行動が、ちゃんと身についているといいます。また、保護者が地震で車が使えない状況の中を学校までどのようにして子供を迎えに行くかという訓練もあるそうです。いざというときにはどうするのかを、意識の中に

持てるような防災訓練、避難訓練が行われているところもあります。

そこで、我が市の避難訓練の現状とともに、学校での防災対策において、このような防災ずきんを各自常備していくことが大事ではないかと思いますが、それを含めた今後の取り組みをお伺いし、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、ただいまの梶田議員さんの御質問にお答えをしたらと思います。

4点について御質問があったわけでございますが、それぞれ4点につきましては担当の方から具体的にお答えをさせていただきます。

なお、言われました中で、1つだけ防犯ステッカー、これは私がいつも言っておりますように、すぐできることと時間のかかることに分類いたしますと、これは全くすぐできる話でございまして、実態を聞かせていただきましたら5台しか張っておらんと、全く不注意でございまして、こんなことはあすにでもやれることでございますので、特に私の方からお答えをして、早速やらせたいと思いますので、御容赦をいただきたいと思う次第でございます。

それでは、私は安心・安全のまちづくりについて、この点につきまして、情報基盤の整備に関しまして、その基本的な考え方、どういうふうに取り組んでおるかということについて御答弁をさせていただきます。

政府のIT、情報通信技術を活用した高度情報化の推進につきましては、平成12年11月にIT基本法、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法が制定され、平成13年1月にはIT戦略本部、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を設置するとともに、e-Japan戦略、IT戦略本部によって打ち出された国家戦略が決定されております。

その後、順次重点計画等を策定し、平成17年、本年2月にはIT政策パッケージ2005が決定されているところでございます。この計画は、本年がe-Japan戦略で2005年を目標として掲げられている世界最先端のIT国家の実現に向けた取り組みの最終年に当たるということから、行政サービス、医療、教育、生活など、国民に身近な分野を中心とした取り組みをさらに強化し、計画の早急な実行により、ITの利活用を一層進め、国民がITによる変化と恩恵を実感できる社会の実現に取り組んでいくこととされておるようでございます。

その中で、生活の分野において重点的に取り組むべき施策として、安心・安全の確保を目標とし、防災の面から公共ネットワークを活用した動画による防災情報の提供や地上デジタル放送の高度利用の推進が掲げられ具体的にそれに向けての取り組みが実施される予定でございます。

また、昨年5月には総務省から地域安心・安全アクションプランが提言され、身近なコミュニティにおける地域の安心・安全の確立と、コミュニティ活性化を目的とした地域安心・安全情報共有システムの実証実験が始められており、それらの成果も今後公表されていくものと考えております。

このような状況の中でございますので、財政的には非常に厳しい時期ではございますが、当市においても、さきに整備いたしました地域イントラネット網を核として、これらの国の施策の動向をよく見きわめながら、安心・安全のまちづくりを推進していく所存ですので、議員さん各位及び市民の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げる次第でございます。

なお、具体的な諸案件につきましては、後ほど各担当より御答弁させますので、御了承いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉勝明総務部長 議長



○田中堅太郎議長 小泉総務部長

〔小泉勝明総務部長 登壇〕

○小泉勝明総務部長 それでは、私の方からはまず防災・防犯におけるメール配信システムについてお答えをいたします。

近年、携帯電話の普及率は全国民の約7割、また携帯メールにつきましては携帯電話利用者の約9割が利用していると言われております。

災害や緊急時における住民への情報伝達手段は、防災行政無線や広報車によるものにあわせて、このように一般に普及しております携帯電話のメール利用が、梶田議員さん御指摘のように大変有益であると考えております。

また、あわせて緊急時には防犯や防災情報、平常時におきましては市の情報を配信し、行政と市民が双方向の環境で、情報伝達ができる市民参加型のシステムの構築は、安全で安心に暮らせるまちづくりを進める上で、今後ますますその重要性を増してくるものと考えております。

本市におきましては、システムの構築につきまして開発費や維持管理費など、財政への負担とあわせまして、どのような内容を、どのように配信するのか、あるいは個人情報の保護、またセキュリティー対策などの運用上の課題を洗い出しまして、他市町との動向も見合わせながら、情報配信の可否を含めまして、今後検討を行ってまいりたいと考えております。

また、議員さんの御質問の中で、不審者からの声かけ事案の件数ということでございましたが、各学校から教育委員会へ報告がありましたのが、1年間で7件ということになっております。当市におきましては、幸いにも危険を感じた、あるいは大事に至ったというケースはございませんでした。

今後におきましても、昨今の犯罪の状況、傾向等を踏まえ、地域、学校、行政等の機関が一体となりまして、より一層犯罪の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

それからもう一点、先ほど市長の方から答弁がございました防犯ステッカーについて、私の方からも補足をさせていただきます。

公用車への防犯ステッカーの貼付でございますが、この件につきましては私も気になっておりまして、先日、担当者に聞きましたところ、現在は御指摘のとおり5台に張っておると、このことでもございました。これはステッカーの中に入れます名称といいましょうか、団体名でございます。これをできれば、少しでも効果上がるようにということで、大洲警察署あるいは大洲地区防犯協会という名称を入れたいという考え方がありまして、この作成を協会に依頼をし、協会から寄付を受け、貼付をしているという状況のようでございます。限られた予算の中で作成をしていただいた協会には、感謝をいたしておるところでございます。

しかしながら、このステッカーを張った車が目につき、そして防犯のために役立つという目的があるわけでございますので、段階的に実施するとはいえ、5台は私も少な過ぎると思っております。

現在の大洲市の公用車は、全部で約200台ということでございますが、少なくとも50台くらいには貼付したいと考えておりますが、先ほど申し上げましたような経過もございますので、再度協議をいたしまして、できるだけ早く、またできるだけ多く対応したいと考えております。

また、このステッカーを張りました公用車には、走る広告と、あるいは移動緊急避難通報所としての役割を持っていることも指導していきたいと考えております。このようなことから防犯意識を高めていきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○尾崎公男教育部長 議長

○田中堅太郎議長 尾崎教育部長

〔尾崎公男教育部長 登壇〕

○尾崎公男教育部長 それでは、私の方からは学校内の安全管理についてお答えを申し上げます。

まず、地域に開かれた学校についてということですが、学校の安全管理につきましては施設設備面では、インターホンや非常警報の設置、フェンスや門扉の改修、取り付けなどを順次進めているところでございます。

また、子供の安全確保につきましては、登下校時や放課後、休日まで考えますと学校だけでは指導に限界がありますので、各学校では議員さん御指摘のように開かれた学校づくりに努めているところでございます。

保護者や地域の方々、関係機関に情報の提供や安全上の問題点をお知らせし、子供の安全確保に向けて、協力を依頼するなど、地域を挙げて子供の安全が確保されるよう努めているところでございます。

今年度は、愛媛県教育委員会、愛媛県警察本部、愛媛県PTA連合会など合同で、児童・生徒を守り育てる連絡会が設置されておりまして、その取り組みの一環として児童・生徒を守り育てる日が4月8日、7月5日、11月7日の年3回、設定をされております。この日には、学校、PTA、地域住民、警察関係者が登下校を見守るなど、児童・生徒の安全確保に努めることになっております。

今後、この取り組みを通して、子供を守り育てることの大切さが広く地域の方に浸透されることを願っているところでございます。

次に、新谷小学校内にある里道についてでございますが、新谷小学校の校庭には議員さん御指摘のように和霊神社へ続く里道が通っており、その通行を確保するため、正門の施錠閉め切りができない状況にございます。

平成16年8月にも新谷小学校施設整備特別委員会より、同校敷地内、里道のつけかえ及び周辺整備についての要望がございまして、その中

で学校北側から新谷公園を經由して神社へと続くつけかえ道の提案がなされております。

教育委員会といたしましても、このことを真摯に受けとめ、その対応を検討いたしているところでございますが、同校につきましては校舎改築の問題も抱えておりまして、これらを総合的に考慮した計画を策定しなければならないというように考えております。

策定の時期につきましては、現時点で具体的に申し上げることはできませんが、できるだけ早く御要望におこたえできるよう対応したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、その際には地元の皆様方の御協力と御理解が不可欠なものとなってまいりますので、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

また、御指摘の新谷公園につきましては、特に園内の池にかかります橋の老朽化等が進み、危険な状態となりましたので、やむなく立ち入りを一部制限させていただいてるところでございます。

今後、橋のつけかえを初め、池周辺への安全さくの設置など、公園機能の維持拡充に向けて、順次計画的に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、避難訓練等の充実についてでございますが、災害はいつ、どこで発生するかわからないものでございまして、学校には日ごろから危機管理意識を持って、緊急時に備えるよう指導をしているところでございます。

避難訓練の実施状況につきましては、すべての学校が、各学期に1回以上、地震や火災、不審者侵入等を想定した避難訓練を実施しているところでございます。

各学校では、学校の実態に応じた危機管理マニュアルを作成しておりますので、それをもとに避難訓練を行い、避難場所や避難経路の確

認、安全な誘導方法等について徹底を図っているところでございます。

なお、訓練の結果を踏まえて、危機管理マニュアルの修正を行い、児童・生徒の安全確保に努めているところでございます。

また、避難訓練を消防署や警察署などと連携をいたしまして実施している学校もありますが、臨場感のある訓練ができ、専門的な立場から指導や御助言をいただいておりますので、効果があるという報告を受けているところでございます。

防犯グッズの配置状況につきましては、不審者への対策といたしまして、さすまたや防犯ブザー、笛等を各教室に備えている学校が順次ふえてきているという状況でございます。

地震等への対策といたしましてのヘルメットやずきん等を配置している学校につきましては、現在のところ残念ながらありませんが、先進校の取り組み等を参考にしながら、今後検討していきたいというように考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、お答えといたします。

○田中堅太郎議長 再質問はありませんか。

次に、中野寛之議員の発言を許します。

○7番中野寛之議員 議長

○田中堅太郎議長 中野寛之議員

〔7番 中野寛之議員 登壇〕

○7番中野寛之議員 無所属大洲市民派の中野寛之です。

一般質問に入ります前に、一言だけ述べさせていただきます。

本年1月の市町村合併に伴います在任特例期間も早くも5カ月が経過いたしました。現状のこのようなマンモス市議会に対します大洲市民の方々の視線、これは日々厳しいものになっております。さきの議案説明会で理事者が答弁されたとおり、今議会で提案された内容で、今年度事業の約9割、つまりほぼ大半が明らかにな

っております。この6月議会を過ぎてなお、議会が自主解散を行わないというのは、もはや大義名分はございません。

また、このような現状が長引けば長引くほど、市民からの議会不信を招き、市政の停滞は避けられないと痛感をしております。

私、中野寛之といたしましても、従来より早期解散を訴えて、さまざまな活動を行ってきた以上、もしこの6月議会をもってしても議会が自主解散できなかったときは、大洲市議会議員としてけじめ、責任をとる考えでございます。私が、この新大洲市におけます在任特例期間最後の一般質問者となりますことを心より願いまして、私の一般質問に入らせていただきます。

それでは最初に、市教育委員会におけます公文書の改ざん事件についてお伺いをいたします。

定例教育委員会に提出されました意見書に改ざんがあったというこの事件は、大変重大な事件です。公文書偽造は、刑法第155条に明記されておりますとおり立派な犯罪でありまして、刑事告発でもあれば、捜査対象にもなりかねません。これら一連の経過につきまして、理事者からの説明を求めます。

2点目としまして、なぜこのような改ざんを行ったのかという点に関して、理事者の明確な答弁をお願いいたします。

次に、処分内容についてお尋ねします。

今回、当時の生涯学習課長が減給1カ月、教育委員会の担当職員2名が始末書を提出しております。

4月26日に行われました文教委員会では、この生涯学習課長は部下に改ざんの指示をしていないと明確に答弁をしております。この課長の答弁のとおりであれば、担当職員に責任があると、そのようなこととなりますが、この処分内容を見てみますと、実質的な指示があったとのことで課長が処分されております。課長からの指示があったのであれば、部下職員の始末書、

これは不要ではないのでしょうか。上司の指示、命令に従ったのに処分された、これでは何のための管理職なのか、理解に苦しみます。

また、このような不透明な、また責任の所在がはっきりしない処分を行うと、末端の職員は萎縮してしまい、上司の指示に従えなくなってしまい、ひいては市役所職員全体のやる気、士気、これに影響してしまいます。この点に關しまして、理事者の見解をお聞かせください。

4点目としまして、大森市長の管理責任について伺いをいたします。

今回の事件の処分は、首藤助役以下の職員になっております。しかし、助役だけの責任を問う姿勢には、私は疑問を感じます。

市長部局において、大森市長は全体の管理責任者のはずで、大森市長自身が、御自身の責任を明らかにすることでしか、この大洲市役所の綱紀肅正と体質改善を実現することはできません。トップが責任をとらない組織、これは必ず腐敗いたします。

また、常々、部下の失敗は、責任はすべて自分がとる、そのように表明されておられる大森市長らしからぬ今回の処分であると考えますが、この点、どのようにお考えか、答弁をお願いいたします。

次に、2番目としまして、土地開発公社所有の阿蔵・高山用地について、伺いをいたします。

この阿蔵・高山用地の問題は、大洲市長年の懸案でございました。市議会でも、過去何人も議員の方が、この問題を取り上げてきましたが、先送りを重ねてこられた問題です。

この37ヘクタールの土地が不良債権化する経緯の責任追及など課題は残っております。しかし、とにかくにも現時点で、市財政への影響をどう抑えるかという観点から考えますと、今回明らかにされました措置、これは税金の垂れ流しを防ぐ一種の止血措置として、私は一定の評価をいたしております。

しかし、問題は市民の皆さんへの説明責任です。先日、新聞報道もございましたが、大半の市民の間には戸惑いが広がっております。梶田前市長に対しまして、説明責任を果たしていないと、このように大森市長は批判をしてきておりました。この問題の市民に対します説明責任、これを大森市長といたしまして、どのように果たしていくお考えか、ぜひお聞かせをください。

次に、水害対策について質問いたします。

肱川の治水対策、これも大洲市長年の懸案でありました。

山鳥坂ダムに關しまして、その治水効果と公共事業としてのあり方に大いに疑念を持っております私とダムを推進立場であります大森市長との間には、大きな意見の相違がございますが、水害から市民の生命、財産、これを守らなければならない、この点は同じであります。

また、山鳥坂ダムの是非、これを今議論したところで、ダムが完成するのは10年以上先のことです。そのような10年先のことよりも、ことしの水害、それから来年の水害、これに今大洲市として何ができるのか、そしてどのように水害に備えるのか、それこそが今議論されなければならないことであると私は考えております。

ことしも既に梅雨入りをしております。あす、あさってにも水害に襲われる可能性もあるわけです。

以上の観点から水害対策について、2点質問させていただきます。

まず、新ハザードマップの作成状況について伺いをいたします。

市民の皆さんに水害への備えを喚起する点で、大変重要なハザードマップであります。昨年、水害状況を網羅した新しい新ハザードマップ、これはいつ完成をするのか、理事者の答弁をお願いいたします。

2点目としまして、過去の水害の実例に基づいての対策、改善措置についてお尋ねをしま

す。

昨年の台風、水害時には、さまざまな課題が浮き彫りになりました。情報伝達システムの改善、また防疫体制の問題、防災ボランティアの受け入れ体制の整備、また水害ごみ処理の問題など多岐にわたっております。これらの課題、これを現場から吸い上げ、同じ間違いは繰り返さない取り組みの必要性を、私も議会の場で再三取り上げてまいりました。この点につきまして、現在どのように改善が行われておるのか、理事者の答弁をお願いをいたします。

次に、国民健康保険税についてお伺いします。

今回、提案のあった82号議案大洲市国民健康保険税条例の一部改正で、昨年に引き続き2年連続の保険料引き上げとなります。働き盛りの30代、40代の世代に対しまして、2年連続の負担増、これは重くのしかかるわけですが、この引き上げの原因について説明をお願いいたします。

また、保険料引き上げの原因であります医療費の増加に関しまして、その削減に努力する必要があると考えております。大洲市行政としての医療費削減、これに向けた現在の取り組みと今後の対応方針について、御答弁をお願いをいたします。

最後に、長浜地区の末永家住宅、これについて質問をいたします。

長浜地区、長浜大橋のすぐもとにありますこの末永家住宅は、旧長浜町に家屋、それから庭石などを譲渡されたものでありまして、現在は合併した新大洲市の所有となっております。1,165平方メートルの土地面積に対しまして、年間216万円、月に換算いたしますと月18万円の土地賃貸契約を昨年10月1日に10年契約で締結をしております。

先月の市議会におけます管内視察の際、この末永家住宅を私も実際に視察をしてまいりましたが、屋根はビニールシートで覆われ、建物も

損壊が非常に進んでおります。素人目ではありますが、取り壊す直前の旧油屋よりも劣化が進んでおる印象でございました。この末永家住宅に関しまして、3点お伺いをしたいと思います。

まず、1点目としまして、この物件に関しまして一連の経過についてです。

合併直前になって建物の譲渡、土地賃貸契約が旧長浜町によって結ばれたために、詳しい事情を御存じない大洲市民が大勢おられます。一連の経過について、理事者からの説明を求めます。

2点目としまして、今後の整備方針、そしてその際の事業費の見積もり、これはどのようになっておられるのか、理事者の答弁をお願いをいたします。

最後に、取り壊す際の費用についてお尋ねをいたします。

現在、この建物は損傷が激しく、危険性も勘案いたしますと、取り壊すということも選択肢の一つであろうと思います。しかし、建物は現在市所有となっておりますので、旧油屋のときのように取り壊すことになった場合は、すべて我が大洲市が負担をしなければならなくなります。その際、どの程度、費用がかかるのか、その見積もり、存在しておるのであれば御答弁、御報告をお願いをいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございます。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、最後になりましたが、中野議員さんの歯切れのよい御質問にお答えをしたいと思います。

いささか歯切れが悪いかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

公文書の改ざん事件について、市長の管理責

任はどんなのかということと阿蔵・高山の善後策について、市民への説明をどうするのかという2点について、御答弁を私の方からさせていただきます。

今回の不祥事にかかわります職員の処分に関しては、分限懲戒審査会の審議結果を経て、市長、事務部局の関係職員については私が、教育委員会職員については教育委員会に審議結果を通知し、教育委員会が地方公務員法の定めるところにより、それぞれ適正かつ厳正に行った結果でございます。

助役の処分につきましては、特別職には原則として地方公務員法が適用されませんので、地方自治法施行規程の定めにより、私が判断し、最終的に譴責処分としたものであります。

その際、助役本人からは事案のけじめとして給料を自主返納したい旨の申し出がありましたので、その趣旨を尊重いたしまして1カ月間、10分の1の額を受けることを了承した次第でございます。

私自身の管理責任であります。全体の管理責任があることと責任をとることは別であるというふうに思っております。管理責任があるからといって、一つ一つの事案に対して、すべての責任をとることは困難だと考えております。もとより責任逃れをし、回避するつもりは毛頭ございませんが、トップにはトップなりの責任をとるべき時と場合があると私は考えております。その時と場合は、私自身が冷静に判断をしてまいる所存でございます。

今後の再発防止を図るため、職員に対しては一人一人がそれぞれの持ち場で相互チェックを強化し、不正行為の未然防止に努めるよう綱紀粛正の通達を出したところでありますし、今後の職員研修等を通じて、さらに浸透させ、信頼回復に努めてまいる所存であります。

今回の事案が、公務に対する信頼をいささか失う結果となりましたことが、公民館運営審議会及び市議会の多くの関係者を初め、市民の皆

様に御心配をおかけいたしましたことに対しては、改めてここで私からおわびを申し上げます。次第でございます。

それから、もう一点でございますが、阿蔵・高山用地問題の今後の方策についての市民への説明でございますが、これはきのう、おととい、ともに何回か御答弁申し上げましたように、今議会が終わりましたら、順次、地域へ入っての懇談会というようなものを行っていかねばならないような日程になろうかと思えます。きょうの今議会でのやりとりも、限られた世帯ではございますが、CATVで見ていただいておりますし、また新聞報道もございまして、断片的な面もありますが、お聞き取りをいただいております。なおそこらが行き当たらないところにつきましては、地域の懇談会を通じて、そして説明を十分していこうという考えでおる次第でございます。

また、各議員さんにおかれましても、こういうやりとりが市議会ではあったということで、またおつなぎをいただいたら大変幸せだなというふうに思っておる次第でございます。

いずれにしても、大変大事な問題でございますし、財政的に大変厳しい中での決断でございますので、皆様方の御協力なくしては善処できないと思っておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。次第でございます。

その他の問題につきましては、助役以下で答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○首藤馨助役 議長

○田中堅太郎議長 首藤助役

〔首藤馨助役 登壇〕

○首藤馨助役 中野議員さん御質問の阿蔵・高山用地について、若干補足の細部にわたります説明をさせていただきたいと思います。

経過などにつきましては、御説明を今までにしていってまいりましたとおりでございますが、市民の方々への説明責任でございます。これは先ほど市長が申しましたとおり、今議会におきまして市

民の代表であります議員さん方の御理解を得られたならば、広報等を通じまして阿蔵・高山用地はもとより、開発公社の現況をお伝えいたしまして、経営改善と大洲市の財政再建に向けた取り組みも御理解を得てまいりたいというふうに考えておるところでございます。

議員御質問のとおり、若干先送りの傾向のあったこの問題につきまして、今回の英断に基づきます再建計画は、私たちも全力を挙げて実行していかなければならないというふうに考えておるところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上、お答えをいたします。

○白石隆壽総務副部長 議長

○田中堅太郎議長 白石総務部副部長

〔白石隆壽総務副部長 登壇〕

○白石隆壽総務副部長 それでは、私の方からは水害対策についてお答えをいたします。

新ハザードマップの進捗状況につきましては、昨日大野議員さんに申し上げましたとおり、現在国土交通省、愛媛県などの協力をいただきながら、おおむね原案の作成を完了しているところでございます。

今後の予定といたしましては、今月の下旬までに印刷の発注を行いますので、完成次第、市内各戸へ配布したいと考えております。

また、あわせまして広報「おおず」8月号に新ハザードマップの見方について掲載する予定でございますので、御利用をいただきたいと思います。

それから次に、過去の水害事例に基づいた改善措置の御質問でございますが、このことにつきましては、昨年の台風災害などを教訓に、現在、地域防災計画の全面的な見直しを行っているところでございます。具体的に申し上げますと、情報伝達システムの改善につきましては、地域イントラネットやインターネットのホームページ、携帯電話等を有効に活用した防災情報システムについて検討を行っているところでござ

います。

次に、防災ボランティアの受け入れ体制でございますが、このことにつきましてはパソコンを活用いたしまして、登録業務や窓口業務がスムーズに行えるよう、その準備を進めているところでございます。

次に、災害時における問題につきましては、迅速な回収を実施するため、大洲市ごみ収集委託業者との協力体制の整備のほか、大洲市環境センターの敷地内をごみの仮集積所として長期間受け入れができるようにしております。

また、防疫体制につきましても平成7年の水害を教訓に、市役所内部において自動噴霧器や軽トラックの提供者を確保するとともに、防疫班を編成いたしまして、迅速な対応が図れるよう、その体制を整えております。

さらに、自衛隊への派遣要請など、適切に対応ができるよう、そのマニュアルづくりを進めているところでございます。

今後におきましても、改善すべき点は積極的に改善をいたしまして、災害に強いまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○山田一昭市民福祉副部長 議長

○田中堅太郎議長 山田市民福祉部副部長

〔山田一昭市民福祉副部長 登壇〕

○山田一昭市民福祉副部長 私の方からは、国民健康保険税の改正について御説明を申し上げます。

我が国の医療制度を取り巻く情勢は、依然として厳しく、各制度とも運営は危機的な状況となっております。

特に、国民健康保険は、国民皆保険制度を支える基礎の役割を担っておりまして、高齢者や年金受給者、企業離職者、無職者などを多く抱えるといった構造的な課題を抱えております。

一方、保険税収入は長引く不況が影響して伸び悩んでおり、医療費の増加にも歯どめがかからない状況にあります。

こうした厳しい状況の中、大洲市におきましては、平成17年1月に市町村合併を迎えたわけであります。

医療費並びに介護納付金が増加する中で、1人当たりの課税所得は大きく減少し、大変厳しい状況となっております。今回の保険税率の見直しにつきましては、新市合併後の円滑な国保事業が運営できますよう保険税率を統一するという合併協議会の基本をもとに、見直しを行っております。

なお、見直しに当たりましては、先日、一昨日、梅木議員さん、大野議員にも御説明申し上げましたように、所得が落ち込み、医療費が増加するという悪循環の中で、被保険者に急激な負担がかからないように繰越金、財政調整基金を活用し、負担の軽減を図りながら、見直しを行ったものでございます。御理解をいただきたいと思います。

次に、医療費削減への取り組みについてでございますが、保険者といたしましては被保険者の健康保持増進、疾病の予防対策、制度の趣旨普及に努め、医療費の抑制の効果を上げることも重要であると考えております。

その主な対策といたしましては、一つに疾病の早期発見、早期治療による重症化の防止を目的とした生活習慣病予防検診に対する助成を行っているところでございます。

次に、自分が健康であるということの意識の高揚を図るための国保健康世帯表彰、保健師とともに自分の健康は自分で守るを基本理念とした福祉と健康づくり市民の集いや健康フェスティバルなどのイベントの参加による保健指導を実施しています。

また、国保はり、きゅう施術の補助も行っております。

さらに、国保でない方も含めまして、市民の皆様の各種健診データを一元的、経年的に管理いたしまして、適切かつ効果的な保健指導並びに健康づくりに役立てるための総合データバン

ク事業などを全市に拡大して実施することといたしております。

今後とも国保事業の健全な運営を図るため、効果的な医療費適正化対策並びに保険税の公平かつ適正な賦課徴収に努め、医療、保健、福祉の連携強化を図り、医療費に対する負担が過大とならないよう給付と負担の均衡のとれた運営に努めてまいりたいと考えておりますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○尾崎公男教育部長 議長

○田中堅太郎議長 尾崎教育部長

〔尾崎公男教育部長 登壇〕

○尾崎公男教育部長 それでは、私の方からは公文書の改ざん事件のうち一連の経過と処分の内容について御答弁を申し上げます。

まず、一連の経過についてということでございますが、教育委員会が任命いたします公民館長の任期につきましては、2年となっております。ちょうどことしがその改選期でございました。公民館運営審議会におきましては、当時の館長を継続する旨の推薦をするという内容の意見書が教育委員会に提出をされましたが、市と教育委員会の担当者で協議いたしました結果、人事の刷新を図るべく、運営審議会で推薦された館長に退任をお願いし、了承をいただいたものでございます。

その後、教育委員会といたしまして、別の館長候補者を選出し、教育委員会定例会での審議議案を作成する過程におきまして、運営審議会から提出されました意見書を差しかえて提案したものでございます。

教育委員会定例会におきましては、公民館運営審議会から推薦された方とは別の館長が承認されたものでございますので、館長任命の過程におきまして一連の不祥事があったことから、5月19日に再度、新しい館長を任命したものでございます。

次に、どのような理由で公文書の書きかえが



起こったのかということでございますが、一つには上司から部下への指示が的確でなく、適正さ、明確さが欠如していたこと、さらに定例教育委員会の審議議案を作成するに当たりまして、法令等を遵守しなかったことなど、そういう一連の要因が重なったことによりまして発生したものであるように考えております。

次に、処分内容についてでございますが、今回の処分につきましては、関係職員全員からの聞き取り調査を行った上で、大洲市職員の分限懲戒審査会におきまして決定をしたものでございます。

担当職員2名につきましては、地方公務員法第32条において、職員が職務を遂行するに当たり、法令等に定める規定に従い、かつ上司の職務上の命令に従う義務が規定されているにもかかわらず、法令等に定める規定に従うことなく、漫然と事務処理を行ったことにも原因があったものとして、始末書の提出という処分に至りました。

この処分につきましては、法令等に定める懲戒処分ではなく、上司からの指示を受けた者もその内容を精査することが必要であるということにつきまして、自戒を促す性質のものというように考えているところでございます。

今後におきましては、再発防止のために職員みずからが職務の内容について熟知し、法令等にのっとり適正な事務処理を遂行することの必要性をさらに徹底させたいというように考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、お答えといたします。

○上川慶信長浜支所長 議長

○田中堅太郎議長 上川長浜支所長

〔上川慶信長浜支所長 登壇〕

○上川慶信長浜支所長 それでは、私の方からは長浜地区末永邸について答えをさせていただきます。

まず、一連の経過について御説明申し上げます。

す。

平成13年7月に県の近代化遺産等総合調査事業で末永邸の調査を行い、国の登録有形文化財候補物件として調書を提出いたしました。平成14年10月に文部科学大臣へ答申がなされまして、平成15年1月31日に国登録有形文化財に登録されたところでございます。

平成14年12月と平成16年8月には、長浜町文化財保護審議会から長浜町長に、修復、保存活用するよう要望書が提出されまして、平成16年9月の長浜町議会におきまして建物の寄付採納と土地の賃貸借契約につきまして議決をいただいているところでございます。

なお、建物の寄付採納願いは、平成16年9月1日付で提出されまして、国登録有形文化財であります末永家住宅旧主屋、それから末永家住宅百帖座敷のほかに倉、門、塀、湯殿、茶室、庭石、樹木等を含めまして寄付をしていただいております。

寄付の条件といたしましては、末永邸を修復保存し、将来において地域づくりに活用することとし、月18万円で平成16年10月から平成26年3月までの10年間、土地賃貸借契約を締結したところでございます。

次に、今後の整備方針と事業費の見積もりについて御説明申し上げます。

末永邸は、歴史的、文化的、技術的にも価値のある建物であり、これを修復、保存して、近隣の国登録有形文化財であります長浜大橋や坂本龍馬ゆかりの江湖港、また坂本龍馬が宿泊した富田邸とは、ちょうどその裏に当たりますことから、あわせまして一体的な地域づくりを行うものでございます。

事業費の見積もりにつきましては、百帖座敷、門、塀、倉の修復事業及び茶室解体にかかる費用として約7,000万円、管理事務所新設費用といたしまして、約23坪でございますけれども、それが約1,900万円、旧主屋、湯殿、便所の修復事業に約7,100万円となっております。

事業費の財源といたしましては、地域活性化事業債で対応したいと計画しております。

最後に、建物の取り壊し費用についての御質問でございますが、茶室以外の建物につきましては、現在のところ取り壊す計画はありませんので、御理解賜りたいと存じます。

以上、お答えとさせていただきます。

○田中堅太郎議長 再質問はありませんか。

○7番中野寛之議員 議長

○田中堅太郎議長 中野寛之議員

〔7番 中野寛之議員 登壇〕

○7番中野寛之議員 それでは、2点だけ再質問させていただきます。

まず、長浜地区、末永家住宅に関してなんですが、先ほど今後の整備方針、事業費の見積もりとしてトータル1億5,900万円ほどの値段、計上がされております。また、取り壊す予定もない、そのような答弁が出ておるといふ以上は、何らかの活用を行うと、その方針であると解釈をしております。

ただ、大洲市は以前にも大洲温泉、それから旧油屋、これら等で市民からの強い批判を受けた事例が過去何度かございました。それらも十分、もちろん御理解をされておると思いますが、この1億5,000万円近い投資を行うということであれば、再度慎重なる検討を理事者に対して強く要望いたします。この点に関しては、回答は結構です。

また、最後に1点だけ、公文書の改ざん事件に関しまして、先ほど大森市長の方より責任があることと、それからとることは別である。トップには、その責任をとるべき時と場合があるという答弁がございました。また、その一方で、混乱を招いたことに対するおわび、謝罪を申し上げたという今発言がございました。つまり、そうなると謝罪を申したということは管理責任は、これはお認めになったものと私は解釈をいたしますが、大変、大森市長はちょっとわかりにくい答弁でございました。市長としては

管理責任をお認めになるのか、そうでないのかに関しまして、ぜひ歯切れのいい答弁をお願いをいたします。

あともう一点、済みません、もう一点だけなんですが、先ほど尾崎教育部長の方からの答弁がございましたが、漫然と事務処理を行ったことに対しての責は問わなければならないというような答えがありました。しかし、常識で考えまして、このような公文書の改ざんのようなことを漫然とした事務処理で係長や主事が行う、これは上司の指示なしにはできるわけがないというのが、常識的に考えて私はそう思いますが、これはこの担当職員の方は、自分たちの非、漫然と事務をやったということを認めた上で、このような処分になったのかどうか、この点に関しまして再度答弁をお願いをいたします。

以上、再質問とさせていただきます。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 ただいまの中野議員さんの再質問について、一点だけお答えをいたします。

すべての処分事案に対するすべての責任をとれるものではないということでございますが、当市が処分を行った時期とちょうど相前後して、県内でも公にされております職員の処分事案を見ておりますと数点ございますが、例えば今治市の広域ネットワーク事業をめぐる職員の汚職及び詐欺事件、それから愛媛県教育委員会の教員による通貨偽造行使事件、それから南の宇和島市職員の1,000円札コピー事件、こんなものがあつたのは皆さんも御承知のとおりでございます。これら職員のそれぞれの処分はございましたが、市長や知事が責任をどうとったということは聞いておりません。

重ねて、そこで申し上げますが、トップ自身の責任のとり方は私自身が、今、中野議員が言われたことも含めまして、とることは別におじ

とるわけではございません。いといませんが、これ以上余り突っ込んで言われますと裁判みたいでございますが、見解の相違ということにお答えをする以外にないかなというふうに思っておる次第でございます。反省するところは十分反省をし、今後に備えたいというふうな気持ちでおるところでございます。

○尾崎公男教育部長 議長

○田中堅太郎議長 尾崎教育部長

〔尾崎公男教育部長 登壇〕

○尾崎公男教育部長 それでは、中野議員さんの再質問にお答えを申し上げます。

部下の方は指示されたことを認めたのかということでございますが、一連の聞き取り調査の中では、部下の方も疑問に感じたということで、上司の方に再度、運営審議会に諮ってくださいというようなことは申し上げたということでございますし、そのことについては上司の方には進言したということでございますが、結果として、それ以上は言わなかったということでございますので、なおこの2人につきましては、そういうことで処分がされたという内容についてはよく理解をしておりますので、今後の士気に影響するようなことはないというように考えておりますので、そのように御理解を賜りたいと存じます。

○田中堅太郎議長 再々質問はありませんか。

以上で質疑、質問を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております議案28件のうち第67号議案から第87号議案及び第94号議案の議案22件につきましては、お手元に配付しております議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

次に、第88号議案から第93号議案までの議案6件についてお諮りいたします。

これら議案6件につきましては、委員会条例第6条の規定により、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置して付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定より、中野寛之議員、中野忠重議員、山下勝利議員、上満武議員、矢間一義議員、東信利議員、山崎逞議員、森繁夫議員、神井恵一郎議員、梅木良照議員、古野青弘議員、梅木加津子議員、以上12名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、ただいま指名いたしました12名の議員を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第3、陳情第1号から陳情第22号までの陳情22件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、議員在任特例検討特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、陳情22件につきましては議員在任特例検討特別委員会に付託することに決定いたしました。

各委員会におかれまして、議案並びに陳情につきまして十分に審査を行い、次の本会議において委員会の審査の経過と結果について、各委員長に報告を求めることにいたします。

この際、先ほど設置されました決算特別委員会の正・副委員長の互選を願うことにいたします。

決算特別委員会におかれましては、別室において直ちに委員会を開催され、正・副委員長を互選し、その結果を議長に報告願います。

~~~~~

○田中堅太郎議長 正・副委員長の互選が終わりますまで、しばらく休憩いたします。

午前11時20分 休 憩

~~~~~

午前11時32分 再 開

○田中堅太郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○田中堅太郎議長 決算特別委員会の正・副委員長の互選の結果について御報告申し上げます。

決算特別委員長に山下勝利議員、同じく副委員長に神井恵一郎議員が、それぞれ互選されました。

以上で本日の日程を終了いたしました。

お諮りいたします。

6月16日、17日及び20日から24日、また27日及び28日は委員会審査等のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、6月16日、17日及び20日から24日、また27日及び28日は休会とすることに決定いたしました。

なお、6月18日、19日及び25日、26日は市の休日で休会となっております。

6月29日午後1時から本会議を開きます。

日程は各委員長の報告と議案等に対する審議の続行であります。

~~~~~

○田中堅太郎議長 本日はこれにて散会いたします。

午前11時34分 散 会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

大洲市議会議長

大洲市議会議員

大洲市議会議員